

# 令和4年春の叙勲・褒章受章者

4月29日に叙勲受章者及び褒章受章者が発表され、以下の会員が榮に浴されました。  
心よりお慶び申し上げます。

## 叙勲受章者の横顔



### 旭日双光章（弁理士業務功労）

にし じま たか き  
西 島 孝 喜

#### 学歴・職歴

昭和49年 東京工業大学工学部化学工学科卒業  
昭和49年～昭和55年 株式会社石井鐵工所  
昭和56年～（現在） 中村合同特許法律事務所

#### 弁理士会歴

昭和56年 弁理士登録（8677号）  
平成4年度～平成5年度 弁理士会常議員  
平成5年度～平成6年度 特許委員会 副委員長  
平成7年度 特許委員会 委員長  
平成9年度～平成10年度 国際活動委員会 副委員長  
平成14年度 国際活動委員会 委員長  
平成21年度 日本弁理士会副会長  
平成22年度 日本知的財産仲裁センター 監事  
平成22年度～平成23年度 国際活動センター センター長  
平成24年度 知財流通・流動化検討委員会 副委員長  
平成26年度 次年度人事検討委員会 委員長  
平成27年度 組織改革特別委員会 副委員長  
平成28年度 ADR推進機構 委員長  
令和2年度～令和3年度 日本弁理士会常議員

#### 懇談会

平成13年～平成14年 日本弁理士会と特技懇との懇談会 委員

#### 賞

平成8年 弁理士会特別功労表彰  
平成22年 日本弁理士会永年功労表彰  
平成22年 日本弁理士会特別功労表彰  
平成27年 日本弁理士会特別功労表彰  
令和元年 弁理士制度120周年記念式典特別功労者表彰

#### 受章に浴して

まず、「拒絶理由通知」も見たことのない、全く未経験の、「ペーパー弁理士」を「採用する」と決められた大塚文昭弁理士、そしてそれを受け入れられた中村稔弁護士のお二人の先生への感謝とともに、以来、40年余りに亘ってなお、自分にとって、まるで「弁理士育成塾」のような形で実務の稼働基盤になっている、中村合同特許法律事務所及び所員の皆様に感謝いたします。

また、実務以外では、自由闊達な意見が飛び交う現代版「梁山泊」と個人的に感じている弁理士春秋会に感謝いたします。自分にとってこの集団は極めて居心地が良く、羽目を外しながらも、いろいろな経験をさせて頂きました。

弁理士会では、平成 21 年度に筒井大和会長の下で副会長を経験させて頂きました。このとき、特許委員会と国際活動センターの両方の担当となり当初は大きな重圧を感じましたが、執行役員会全体が温和な雰囲気だったこともあり、結果的に意味深い経験をさせていただいたと感じております。

知財の活用は日本の生き残りに不可欠だと信じつづけてきましたが、今も変わらずこのことを信じており、微力ながらそのお役に立てればと思っています。



## 旭日双光章 (弁理士業務功労)

にし の たく じ  
西 野 卓 嗣

### 学歴・職歴

昭和 44 年 信州大学 工学部 精密工学科 卒業  
昭和 44 年 三洋電機(株) 生産技術センター 入社  
昭和 52 年 知的財産部に異動  
平成 5 年 東亜医用電子(株) (現シスメックス) 入社・知的財産部長  
平成 17 年 シスメックス(株) 執行役員 知的財産本部長 就任  
平成 24 年 西野特許事務所 開設

### 弁理士会歴

昭和 57 年 弁理士登録 (8886 号)  
平成 13 年度～平成 14 年度 日本弁理士会常議員  
平成 18 年度～平成 19 年度 日本弁理士会常議員  
平成 25 年度 近畿支部 幹事  
平成 25 年度～平成 26 年度 研修所 副所長  
平成 26 年度 近畿支部 幹事  
平成 28 年度～平成 30 年度 近畿支部 副支部長  
令和 元 年度 日本弁理士会執行理事  
令和 2 年度 日本弁理士会副会長  
令和 3 年度 日本弁理士会執行理事

### 公職

平成 21 年 工業所有権審議会試験委員  
平成 22 年 工業所有権審議会試験委員  
平成 24 年～平成 26 年 裁判所専門委員  
平成 26 年～平成 28 年 民事調停委員  
平成 28 年～平成 30 年 民事調停委員

### 賞

平成 15 年 日本弁理士会特別功労表彰  
平成 19 年 日本弁理士会永年功労表彰  
平成 20 年 日本弁理士会特別功労表彰  
平成 22 年 日本弁理士会感謝状  
平成 23 年 日本弁理士会感謝状  
平成 26 年 日本弁理士会感謝状  
平成 29 年 日本弁理士会特別功労表彰

### 受章に浴して

私は知的財産に関連する仕事を始めて今年で 45 年 (弁理士 40 年) になり、そのうち 35 年間は民間企業に所属していました。このように企業所属が長い私にとりましては、叙勲はあまり縁がないと勝手に決めておりました。従いまして、この度の受章は望外の喜びでありました。これも特許庁、日本弁理士会をはじめとする皆様のおかげであると深謝する次第です。

顧みますと、企業において前半は主に発明の発掘、出願、中間処理等に忙殺され、後半は争いごとばかりで欧米や中国、東南アジアを走り回り、毎月海外出張をしていたことを覚えています。

この経験の中で、弁理士資格は、国内外の特許庁の職員の方々、係争やライセンス交渉の相手方に対し、また裁判所、税関、公正取引委員会に出向いた際に極めて有効な資格であることを実感しました。

従いまして、私は企業の中でも弁理士資格は存分に活用できたと思っており、やはり企業勤務弁理士であっても会務活動は極めて重要であると認識しました。

特に弁理士の能力向上のための研修は重要であると考え、研修所や近畿支部（現関西会）の研修委員会には積極的に参加をしました。

また、近年弁理士試験の合格者の半数が企業所属の人で、弁理士の1/4程度が企業勤務弁理士だと聞いております。従いましてこの企業勤務弁理士の会務活動への参加が今後の日本弁理士会発展のカギを握るものと考え、機会あるたびに会務活動への参加を呼びかけており、これからもこの活動を続けていきたいと考える所存です。



## 瑞宝小綬章（経済産業行政事務功労）

よし だ ちか し  
吉 田 親 司

### 学歴・職歴

昭和 48 年 九州芸術工科大学芸術工学部（現九州大学芸術工学部）卒業  
昭和 48 年 特許庁入庁  
昭和 52 年 審査第一部審査官（民生機器）  
昭和 55 年～56 年 英国滞在（欧州諸国におけるデザイン保護の調査）  
昭和 57 年 総務部総務課企画調査室  
昭和 62 年 工業所有権研修所工業所有権研究室  
平成 4 年 上席総括審査官（産業機器）  
平成 8 年 審査長（生活用品）  
平成 9 年 審判部審判長（33 部門：民生機器）  
平成 11 年 審判部部門長（34 部門：産業機器）  
平成 14 年 特許庁退官  
平成 14 年 鈴榮特許総合事務所理事  
（現在） よしだデザイン特許事務所（みずの永芳特許事務所）

### 弁理士会歴

平成 14 年 弁理士登録（12325 号）

### 公職

平成 16 年～平成 17 年 工業所有権審議会臨時委員  
平成 17 年～平成 18 年 工業所有権審議会臨時委員  
平成 20 年～ 弁理士実務修習講師

### 賞

平成 19 年 日本弁理士会感謝状

### 受章に浴して

この度は、令和 4 年春の叙勲の榮譽に浴し、身に余る光栄に存じます。これもひとえに、特許庁、弁理士会をはじめとして、皆様方のご指導、ご支援の賜と深く感謝申し上げます。

学園紛争が治まらない中、故郷の九州に芸術と工学の融合をめざし「21 世紀を設計する」というテーマのもとに設立された大学に 2 期生として入学し、工業設計を学びました。

卒業後は、日本のデザイナーの地位が米国、欧州諸国に比して低く、微力ながら地位の向上に尽くしたいという思いがあり、特許庁に入ることができました。

昭和 55 年から半年間、英国のロンドン郊外にある「EJEF」に滞在し、英国を中心に欧州諸国におけるデザインの保護制度の調査に従事しました。日本に帰国してからは、工業所有権制度 100 周年を迎える時期にあたり、総務部の企画調査室において、100 周年の関連事業に携わることができました。

審判部においては 5 年にわたり、多くの審判事件、また、審決取消訴訟に携わりましたが、意匠の形態の表現の重要性を知り「意匠の表現」として出版しました。

また、特許庁退官後は、石川義雄先生に鈴榮特許総合事務所にお誘いいただき、多くの企業、多くの外国代理人から依頼された意匠登録出願をさせていただきました。その貴重な経験を「意匠の実務」、「意匠の理論」、「外国意匠登録出願の実務」として出版し、デザインの保護、意匠制度の普及に少しでも貢献できればと思料しています。今後ともよろしく願いいたします。



## 瑞宝小綬章（経済産業行政事務功労）

やま だ せい じ  
山 田 清 治

### 学歴・職歴

昭和 51 年 中央大学法学部 卒業  
昭和 44 年 特許庁入庁  
昭和 52 年 商標審査官補  
昭和 54 年 商標審査官  
昭和 61 年 外務省 在トリニダード・トバゴ共和国日本国大使館 二等書記官  
平成 5 年 審判部審判官  
平成 10 年 国際分類管理室長 書換審査室長  
平成 13 年 商標制度企画室長 兼 審査長（化学）  
平成 14 年 商標課長  
平成 16 年 審判部審判長（第 36 部門長）  
平成 18 年 審判部審判長（第 35 部門長）  
平成 19 年 退職  
平成 19 年 はなぶさ特許商標事務所  
（現在） さとし特許事務所

### 弁理士会歴

平成 19 年 弁理士登録（15347 号）

### 受章に浴して

この度は、令和 4 年春の叙勲に浴し、身に余る光栄に存じます。これもひとえに、特許庁、日本弁理士会をはじめ、皆様方のご指導ご鞭撻の賜物と深く感謝申し上げます。

昭和 52 年 4 月に商標審査官補に任用され、以来、そのほとんどを商標関係の業務に携わってまいりました。

昭和 50～60 年代は、大きな法改正もありませんでしたが、平成に入りますと、一転して、平成 3 年法の国際分類の採用とサービスマーク登録制度の導入、平成 8 年法の立体商標制度や一出願多区分制の採用など矢継ぎ早に改正がなされました。その後もマドリッド協定加入に伴う改正、いわゆる新しい商標の登録制度の導入など多くの改正がなされたことは、ご存じのとおりです。特に平成 3 年、8 年の法改正時には、説明要員として全国各地を出張して回ったことも、今となってはいい思い出となっています。

商標が社会的に大きな話題となることは少ないのですが、平成 15 年にある商標の登録が問題となり、テレビ取材を受けるなどマスコミでも取り上げられました。これについては、当時の庁・商標関係者の皆さんの努力、協力のおかげで無事に乗り切ることができたと感謝しております。このように特許庁在職時に様々な経験をさせていただいたことが、その後の弁理士としての業務においても多に役立つものと考えております。

また、特許庁退職後に弁理士としてお世話になりました特許事務所では、商標案件の多くを任せていただくなど弁理士としての研鑽を積むことができ、誠に感謝に堪えません。今後とも、これまでの経験を生かし、微力ながら知的財産制度、とりわけ商標の分野において社会に貢献できればと思っております。今後とも宜しく願い申し上げます。

# 褒章受章者の横顔



## 黄綬褒章（弁理士業務功績）

たむら えいち  
田村 榮一

### 学歴・職歴

昭和 47 年 日本大学法学部法律学科卒業  
（現在） 田村国際特許事務所

### 弁理士会歴

昭和 55 年 弁理士登録（8633 号）  
昭和 63 年度 特許委員会 副委員長  
平成 元年度～平成 2 年度 弁理士会常議員  
平成 4 年度～平成 7 年度 特許委員会 副委員長  
平成 9 年度 特許委員会 副委員長  
平成 10 年度 特許委員会 委員長  
平成 10 年度 国際機関等に対する代理人制度研究委員会 副委員長  
平成 12 年度～平成 13 年度 研修所 副所長  
平成 19 年度 例規委員会 委員長  
平成 23 年度～平成 24 年度 日本弁理士会常議員  
平成 25 年度～平成 26 年度 中央知的財産研究所 副所長  
平成 26 年度 審査委員会 委員（主査）  
平成 27 年度～平成 28 年度 中央知的財産研究所 副所長

### 公職

平成 5 年～平成 7 年 特許庁分類改正委員会委員  
平成 9 年～平成 10 年 知的財産研究所 知的財産侵害問題検討委員会委員  
平成 10 年～平成 10 年 特許庁 特許証検討委員会委員  
平成 16 年～平成 17 年 特許侵害警告模擬研修のシナリオ作成委員会 委員  
（INPIT・旧工業所有権情報館）  
平成 18 年～平成 22 年 特許侵害警告模擬研修講師（INPIT・旧工業所有権情報館）  
平成 18 年度～平成 20 年度 職業訓練法人千葉県テクノピラミッド ビジネス学部講師  
平成 18 年～平成 29 年 国士舘大学 知的財産法学研究所 非常勤講師  
平成 19 年～平成 20 年 工業所有権審議会臨時委員  
平成 20 年～平成 21 年 工業所有権審議会試験委員

### 賞

平成 6 年 弁理士会特別功労表彰  
平成 8 年 弁理士会感謝状  
平成 11 年 弁理士会特別功労表彰  
平成 20 年 日本弁理士会永年功労表彰  
平成 21 年 日本弁理士会感謝状  
平成 22 年 日本弁理士会感謝状  
平成 25 年 日本弁理士会特別功労表彰

### 受章に浴して

令和 4 年春の褒章受章の荣誉に浴することができ、これも皆様のお陰と深く感謝しております。特に、日本弁理士会、特許庁、経済産業省の皆様のご尽力によるものと深く感謝しております。

40 年を超える弁理士人生を、多様な経験をしながら経過させて頂きましたこと、ひとえに諸先輩方、クライアント等からの多大なご支援、ご協力の賜物と感謝しております。

弁理士の業務を振り返りますと、特許法を含む諸法を工業所有権法と称する時代から、産業財産権法、知的財産権法の時代へと変遷してきました。知的財産基本法の制定により、知的創作物の重要性が一層認知され、その保護強化も推進されました。これに対応すべく、日々の情報収集、研鑽も怠れないものと思います。

弁理士の日常として、発明者等創作者の考えを聞き出し、保護対象の漏れを最小にし、過不足のない権利化に注力してきました。このとき、創作者の方から直にお話を伺い、創作過程をお聞きすることはたいへん楽しいことでした。

この弁理士を経験する間、産業技術の著しい発展もあり、多数の新技術、新製品の権利化に関与させて頂きました。関与した技術、製品には、世界標準として普及したものもあります。これらの製品を見かけるたび誇らしくも感じております。

弁理士の創作物保護の伝道師としての役割は、これからも少しも衰えることはないと思い、一層研鑽に励む所存です。引き続きご指導、ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。